

会議録（概要）

1	会 議 名	平成26年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会
2	開 催 日 時	平成26年5月12日（水）午後1時30分～午後3時10分
3	開 催 場 所	教育委員会 1階 大会議室
4	出 席 者	委員：三代川会長、新副会長、黒田委員、市川委員、板谷委員、宇野委員、筒井委員、土屋委員、眞殿委員、太田委員（途中退席）、古賀委員、市川委員（途中退席）、菊池委員、西山委員、増田委員、高橋委員、杉山委員、菅野委員、武石委員、風見委員（途中参加）（出席20名） （欠席：辻委員 1名） 代理出席：学校教育課本間氏（辻委員代理） 事務局：松岡保健福祉部次長、上岡健康支援課長、塙主幹、河西主査、中村主事、雪沢技師、大野主任技師 傍聴者：なし
5	委嘱状交付	新委員、筒井委員、市川委員に委嘱状交付。
6	諮 問	市長より会長に諮問書手交。
7	議 題 及び 会議の概要	三代川会長： <ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会開催挨拶。 ● 会議を公開する。 ● 傍聴希望なし。 ● 21名の委員の内、20名の出席。過半数の出席があるため、本審議会は成立。 ● 辻委員の代理で学校教育課管理主事本間千佳子氏が出席。 ● 委嘱状交付された委員及び黒田委員に自己紹介の依頼。 <p>新委員：今年度より習志野保健所に異動となった。</p> <p>筒井委員：千葉県より屋敷小学校に着任した。</p> <p>市川委員：今年度市民経済部に異動により委員となった。</p> <p>黒田委員：昨年度は診療の都合で欠席。今年度より初めて出席。</p> <p>三代川会長：事務局より報告及び説明事項。</p> <p>事務局：報告及び説明2点。 1点目：平成25年度第2回審議会後いただいた御質問、御意見7点あり。それに対する回答。（資料1～3） （1）意見： <ul style="list-style-type: none"> ● 未発生期にて、関係団体が、市に協力して、日頃の活動の中で、基本的な感染対策や発生に備えての食料品や生活必需品等の備蓄の必要性、緊急事態措置として </p>

県の要請によって行われる、施設使用制限等の対策について啓発を行うことに対してインフルエンザ対策における備蓄の必要性や施設使用制限等の対策や啓発の方法について行政から提示し、関係団体・市民団体で共通の方法で啓発したい。

(1) 回答：

- 備蓄や施設使用制限については関係各課に業務継続計画及びマニュアルの作成を依頼し、対策を図る。啓発の方法は、作成したマニュアルに基づき、共通の資料を作成するなどの検討を行う。
- 業務継続計画とマニュアルについて説明。(資料2)
 - ・行動計画は、内閣府の指示により遅くとも11月末までに策定することとされている。
 - ・本市としては、11月に策定する予定。
 - ・行動計画策定とともに、庁内では業務継続計画やマニュアルを作成する。
 - ・業務継続計画とは、事業者が事業継続のための、「重要業務(継続業務)」を選定するとともに、業務及び組織を継続するために、「縮小・休止する業務」を記載するもの。
 - ・マニュアルは、業務継続計画も踏まえ、行動計画を実施するための細かい手順。

(2) 質問：

- 要援護者、情報が行き届きにくい人はどのような方をさしているのか。

(2) 回答：

- 要援護者を災害時においては、要配慮者と呼ぶ。
- 「災害時における要配慮者支援マニュアル」に定義している。(資料3「マニュアル」抜粋資料の要配慮者の定義 参照)
- 要配慮者とは、避難行動において配慮を要するものや避難生活で配慮を要する者を総じて「要配慮者」としている。
- 「情報が行き届きにくい人」は外国人、障がい者、高齢者などを指す。(資料5の20ページ「情報提供手段の確保」に明記)

(3) 意見：

- 平時から関係団体が集まってどのような方達に対して、どのように対応していくのか話し合いを持ち、検討していく必要があり、行政が中心となりその話し合いを設定していただきたい。

(3) 回答：

- 今後の各マニュアルを作成時、関係団体の方々と話し合いが必要と考える。
- 危機管理に関する庁内検討委員会で庁内についての考え方は検討する。

(4) 意見：

- 要援護者名簿に記載されている方の支援を行うにあたり、個人情報の取り扱いをどうするのか、自然災害への対応も含め整理をして対応する必要があるのではな

	<p>いか。</p> <p>(4) 回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の取り扱いについては、「災害時における要配慮者支援マニュアル」に「情報管理」について明記されている。(資料3裏面) ● 今後の具体的な対応については、各所管課に業務継続計画及びマニュアルの作成を依頼し、検討する。 <p>(5) 意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ詳しい情報を知らせてほしい。高齢者に渡せるよう、チラシがあるとよい。 <p>(5) 回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザの発生の時期によって市民にとって必要な情報が変わるため、市からの情報提供時は、できる限り詳しい情報をお伝えできるよう努める。その方法については、今後検討し、各所管課のマニュアルに明記する。 <p>(6) 質問：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インフルエンザになった場合、どうすることが必要なのか。薬を配ることが必要か？食事はどうするのか(配食) <p>(6) 回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各所管課に業務継続計画及びマニュアルの作成を依頼し、具体的な方法を示す。 <p>(7) 意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄が必要であることを周知してほしい。自然災害のことなどばかり。 <p>(7) 回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄は自然災害対策にも準ずる対策。備蓄の必要性についての周知は関係各課が必要に応じて行えるよう、危機管理に関する庁内検討委員会等で検討を行う。 <p>2点目：新型インフルエンザ等対策における予防接種について。(資料4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンは、今までにない新しい種類のインフルエンザに対応する物で、あらかじめ製造しておくことはできないことが特徴。 ● 新型インフルエンザが発生した後、接種までにおおむね、6ヶ月間が必要。 ● ワクチンが製造された後に、予防接種となる。 ● 予防接種は、住民接種と特定接種の2つ。 ● 住民接種は緊急事態措置として行われるすべての住民を対象とした予防接種で、市町村が実施主体。国が接種の優先順位を決める。 ● 特定接種は、医療の提供や国民生活・国民経済安定を確保するために行う。医療機関や国民生活・国民経済の安定のための業務を行う事業者と、新型インフルエンザ等対策の業務を行う国家公務員や地方公務員に対し、住民接種に先立ち行われる。
--	---

三代川会長：今の事務局の説明に対して、何か質問はあるか。

西山委員：

資料3の裏面の情報共有の部分「要支援者名簿」について確認。「平常時より、地域支援組織に対して提供し」とあるが、地域支援組織に町会は含まれていないのか。

事務局：町会は含まれない。名簿の情報共有に関して決められているのは、記載されているとおり。

危機管理監：

「災害時における要配慮者支援マニュアル」は、危機管理課で作成のため、事務局の説明に補足。

- 民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団は、公務員としての守秘義務を持っているため、平常時に名簿を渡している。
- 通常時は町会に名簿は渡していない。災害時は適応外で、町会で動く必要があれば、渡すこともあり得る。

西山委員：了解した。

三代川会長：他に質問はあるか。

太田委員：予防接種のワクチンについて県の説明を新委員に伺いたい。

新委員：

- 現在保有しているプレパンデミックワクチンはH5N1型で製造されており、新型インフルエンザ発生時に、その新しい型に応じて作る必要がある。
- 新型インフルエンザが発生したときには、ワクチンの接種までにある程度の時間がかかるということを前もって住民に理解を求めることが必要。
- 平常時に、咳エチケットや手洗い、毎年市民が季節性インフルエンザの予防接種をしておくことなど、基本的な予防を行っていくことが大前提であるということをもPRするリスクコミュニケーションが大切。

三代川会長：他に質問はあるか。(特になし)

- 新型インフルエンザ等行動計画(素案)について、「Ⅰはじめに」から「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針」について数回に分け、説明、質問・意見交換のかたちで進める。

事務局：計画の構成について説明

- 計画は総論と各論に分かれており、今回の審議会では、1ページ～27ページま

での総論について審議し、28ページ以降の各論については、次回の7月の審議会にて御意見をいただきたい。

- 12ページに習志野市の被害想定条件について記載。

三代川会長：「I はじめに」について素案の1ページから4ページで意見質問を求め。

太田委員：

この計画に時間軸の前提がない。例えば、ワクチンができるまでに・・・とか、国の意思決定までにどれくらいの期間がかかるのかといった時間軸を前提で計画をたてることは可能なのか、新委員に伺いたい。

新委員：

- どのようなウイルスが入ってくるかが、不明なので、どのくらいの期間ということを経済計画に明記することは難しい。
- この計画はあくまで新型インフルエンザが発生した場合に、どのように行動するかの指針。

三代川会長：10ページから13ページについて意見質問を求め。

黒田委員：12ページの被害想定は現実的でない。多すぎるなという印象。

市川委員：こんなに発生すると病院・医療機関は対応できないのではないかと。

三代川会長：その辺は保健所としてはどうか。

新委員：

- 県も、当面の目安を被害想定中等度の0.53%として医療体制を検討中。病原性の高いウイルスの場合、致死率が高く、病原性が低いタイプのウイルスでは致死率が低くなる。どの位の病原性なのかが定まって、その後の具体策が決まってくると思われる。
- 新型インフルエンザが発生した段階で、世界や国など、あらゆる情報を入手して、県は対策を立てる。
- 新型インフルエンザ発生時を想定した医療体制の整備支援は保健所の役割の一つである。保健所管内では、新型インフルエンザが発生した場合、600床の整備を目標としている。(7月に新型インフルエンザ等地域医療委員会を予定)

三代川会長：14ページから16ページについて意見質問を求め。

	<p>筒井委員：まだ、想像がつかない段階。ここで出たことを学校での対策に生かさなければならぬと考える。</p> <p>三代川会長：17ページから25ページまでについて意見質問を求める。</p> <p>高橋委員： 習志野市の特徴が出ている計画とはいえない。習志野市はベッドタウンであることや、人口密度が高いこと、成田国際空港まで近いこと、大型店舗の面積が広いことなど、習志野市の特徴をふまえた上での計画であるべき。そして、市境の他の行政との連携が必要。</p> <p>事務局：ご意見のとおり、次回の審議会までに習志野市の特徴を計画の中に記載したい。</p> <p>高橋委員：21ページの情報提供について。海外発生からリードタイムがある中で、地域の中で地道な口コミが大切なのではないか。</p> <p>事務局：具体的にどのように行っていくのかについては、マニュアルに入れたい。広報班を中心としたチームというところに下線がひかれているが、庁内検討委員会で今後、どのようなチームになるかということを検討していく予定。</p> <p>太田委員：情報提供に関して、防災計画でも定めているため、追加で説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報班は、防災計画にも書かれてある。 ● 防災計画ではテレビや新聞等の手段以外に、広報車、防災無線、緊急メール、ケーブルテレビ、ホームページなどの方法で情報を提供することが明記されている。 ● 習志野緊急メールの登録者は1万1千人。登録者を増やすことが課題で、3万人を目指す。平成26年度PTA連合会に働きかけていく予定。 <p>三代川会長：他にご意見ないため、総論の審議は終了。</p> <p>事務局：事務局より次回案内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次回審議会：7月18日（金）午後1時30分から教育委員会1階大会議室。 ● 案内別途郵送。 <p>三代川会長：平成26年度第1回新型インフルエンザ等対策審議会閉会。</p>
7	所管課名 保健福祉部健康支援課